給与・勤務条件に関する項目

諸施策の策定や実施に際し、今後とも、給与・勤務条件に関わる諸問題については、誠意をもって、大阪高教組と十分協議を行っていきたい。

教職員の負担軽減に関する項目

定時制通信制修学奨励費については、大阪府の区域内にある公立高校の定時制の課程及び通信制の課程に在学する勤労青少年の修学を奨励し、生徒の経済的負担を軽減することにより学業の継続を図り、中途退学の防止に資するため、修学奨励費の貸与を行っている。

事務手続きについては、平成26年度に入学した修学生より所得確認の対象者を本人及び同居家族（同一世帯に限る）から、本人及び保護者（親権者等）に変更し、提出書類も就学支援金又は奨学給付金で提出した書類の写しで可とするよう変更を行っている。

引き続き、事務手続きなどの運用面等については、研究していきたい。

高校授業料無償化制度の見直しに伴う事務処理体制については、事務の性質等を総合的に勘案し、平成27年度より賃金職員の活用により対応することとしたもの。

令和５年度以降の事務処理体制については、令和４年度の状況を見極めながら検討を行い、適切に対応していく。

教職員の負担軽減に関する項目

定時制・通信制の課程で学ぶ多様な状況にある生徒に対する支援の充実については、多角的な観点からの支援が必要であると考えている。

日本語指導については、国の教職員定数改善計画等を活用して、本年度は８校に対して13名の教員を加配しているところ。定時制の課程については、非常勤講師を配置しているが、今後ともヒアリング等を通じて、各学校の実情をていねいに把握し、適切に対応していく。

帰国・渡日生徒の支援については、大阪府立学校在日外国人教育研究会（府立外教）と連携し、帰国・渡日生徒の学校への定着や進路実現に向けて、進路説明会や日本語指導をはじめとした帰国・渡日生徒の支援に努めているところ。また、「日本語教育学校支援事業」において、学校からの要望に応じて、日本語教育学校支援専門員の派遣、教育サポーター及び多言語学習支援員の配置を行っている。

今後も府立外教と連携し、在日外国人教育の経験・成果や幅広いネットワークを生かして、生徒交流会やスピーチコンテストの開催、また在日外国人教育に係わる諸課題について、研究やモデル的な取組みを行うなど、府立学校の在日外国人教育の推進に向けて、取組みを進めていく。

教職員の負担軽減に関する項目

府立高校に在籍する障がいのある生徒に対する支援については、「障がいのある生徒の高校生活支援事業」において、配慮を必要とする生徒が在籍する学校に介助員や学習支援員等を措置し、障がいのある生徒への支援の充実を図っている。

介助員・学習支援員については、有償ボランティアとすることで、当該生徒の状況を含め、各校の実情を踏まえた適切な人材を柔軟に活用いただける仕組みとしているところ。

なお、介助員については、平成27年度より謝礼単価の引き上げを行ったところ。

今後とも、生徒の障がいの状況等を的確に把握しつつ、必要な配慮を行う中で適切な支援ができるよう努めていく。

職場環境の改善に関する項目

本府の厳しい財政状況の中、かねてより強い要望のあった特別教室の空調設備の設置については、教育環境の充実に資するため、全府立学校を対象に関係各課と連携を図りながら、特別教室の一部に平成23年度から５か年計画で順次整備を進めてきた。

なお、すでに設置している空調設備の老朽化も進んでいることから、平成17年度以前に設置した空調設備のうち、普通教室、職員室、事務室、校長室、保健室、音楽室、図書室、進路指導室、ＬＡＮ教室の空調設備の更新について、平成30年度に委託事業者決定し、令和元年度に設計し、令和２年度からの３年間で順次更新する予定であったが、令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により工事期間の確保が困難な状況であったため、令和３年度から順次更新しているところ。

　また、体育館空調については、熱中症への対策として、令和元年度から５年間で、府立学校の体育館への空調設置を計画的に行っている。

　教科準備室等への空調機の設置については、強い要望があることは十分認識しているが、

現在の財政状況を踏まえると実現は困難であり、今後の課題と考えている。

　生徒の安全確保のため、授業以外のクラブ活動や行事などの学校活動も含め、学校長が必要と判断する場合は、各校の実情に即した空調設備の運用をお願いしており、予算に不足額が生じる場合は必要額を措置している。

教職員の負担軽減に関する項目

令和３年12月21日に通知した「令和４年度府立高等学校行事予定の作成及び提出について」では、土曜日、日曜日に授業等を実施する際は、「教職員の勤務を要しない日の振替についても配慮すること。」としている。

　週休日に勤務を命ずる必要がある場合には、教職員の週休日の確保の観点から、別の勤務日を週休日に振り替えることについて、周知徹底しているところ。

教育職員に休日及び週休日に勤務を命じた場合には、休日の場合は、代休日の指定により、週休日の場合は、週休日の振替えにより、また、教育職員以外の職員については、「時間外勤務・休日勤務の手続き等に関する要綱」に基づき、適切に行うよう指導しているところ。

　今後とも、各学校に対し、研修会等のあらゆる機会を通じて周知していく。

教職員の負担軽減に関する項目

府立学校における教職員の働き方改革（負担軽減）については、平成30年３月策定の「府立学校における働き方改革に係る取組みについて」に基づき、着実に実施していきたい。

　令和２年４月には、給特法の改正等を踏まえ、時間外在校等時間の上限時間などを定める「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」等を施行し、より一層の取組みを求めることとしたところ。

　なお、より柔軟な勤務時間管理を可能とするため、令和４年４月から、いわゆる超勤４項目の区分にあたる業務について、勤務時間の割振りを可能とする１ヶ月単位の変形労働時間制の適用範囲の拡大を行ったところ。

　更なる働き方改革の推進のために、関連諸規程及びこれらに規定される必要な取組みの周知徹底を図っていく。

　教職員の定数については、標準法に基づき、学級数に応じて措置することを基本として措置するとともに、より効果的に教員を措置する観点から、各学校の実情や取組状況などのヒアリングを行い、その結果をもとに教員加配を行っているところ。

　今後とも、国定数の確保に努めるとともに、教育課題への対応や各学校の取組みの実情等を勘案し、適切な定数措置に努め、適切な勤務労働条件の確保に取り組んでいく。

教職員の負担軽減に関する項目

代替者の確保については、業務に支障が出ないよう、各学校の状況等をお聞きしながら対応しているところ。

　今後とも、代替講師の速やかな任用に努めていく。